

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 15 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男
(公 印 省 略)

「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」
の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課及び国土交通省不動産・建設経済局建設振興課より、標記の要綱について、周知依頼がありました。

今般の要綱の一部改正は、建設業退職金共済制度において建設キャリアアップシステムの活用による就業履歴情報の取得が可能となったことに伴い、同システムの活用による下請事業主から元請事業主への就労状況報告の方法等についての所要の改正を行うものです。

つきましては、別添資料について、貴会会員企業等の皆様への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

(担当：労働部 山崎（直）、浜崎)